

外国格付表示業者認証確認監査申告書

<添付書類一覧>

- 1-1 受入保管担当（責任）者の資格要件に係る記載事項
- 1-2 外国格付表示担当者の資格要件に係る記載事項
- 2 外国格付表示のフローチャート
- 3 外国格付表示前荷口の受入計画書
- 4 受入、保管及び包装に係る施設等
- 5 受入、保管及び包装に係る施設の図面
- 6 有機食品の受入・保管・外国格付表示の管理記録
- 7 組織規定・組織図
- 8 内部規程
- 9 外国格付表示規程

年 月 日 提出

外国格付表示業者認証確認監査申告書

特定非営利活動法人

徳島県有機農産物認証協会 理事長 様

申請者名
受入保管責任者名
〒・住所
電話番号
FAX番号
E-mail

年 月 日付けで有機認証を受けたことについて、引き続き「有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準」に適合していることを確認監査くださいますよう貴会の有機認証業務規程第51条第4項の規定に基づき、関係書類を添えて申告します。

記

農林物資の種類 (○をつける)		有機農産物
		有機加工食品
外国格付表示品目		
【同時認証申請者の場合】 同時申請の区分 (○をつける)		生産行程管理者
		小分け業者
【認証事業者の場合】 認証番号		
受入保管担当者名 (責任者に○)		
外国格付表示担当者名		

(注) 関係書類とは別記1～9です。

別記1 - 1

受入保管担当（責任）者の資格要件に係る記載事項

担当名（○をつける）	受入保管担当者	
	受入保管責任者	
氏 名		
資格の分類 (該当するものに○を付ける)	①高卒以上で、食品製造加工の実務経験が2年以上	
	②食品製造加工の実務経験が3年以上	
実務経験年数	年から通算 年以上	
受入保管責任者の場合は、 有機JAS講習会の修了資格 当協会以外の講習を終了した 場合はその認証機関名	受講年月日	年 月 日
	認証機関名	()

(注) 受入保管担当（責任）者は全員提出してください。

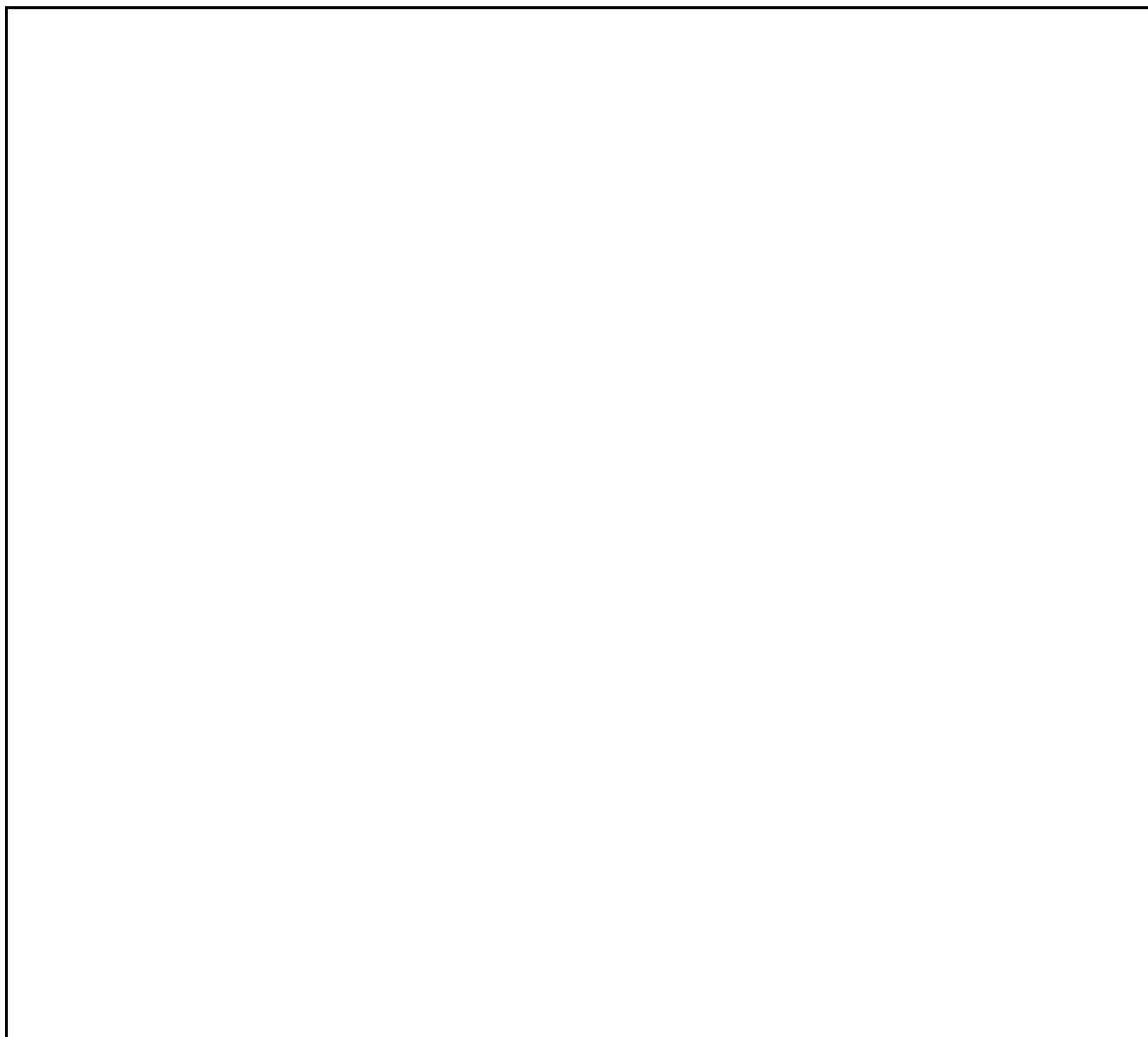
外国格付表示担当者の資格要件に係る記載事項

担 当 名	外国格付表示担当者	
氏 名		
有機JAS講習会の修了資格 当協会以外の講習を終了した場 合はその認証機関名	受講年月日	年 月 日
	認証機関名	()

(注) 外国格付表示担当者は全員提出してください。

別記2

外国格付表示のフローチャート

A large empty rectangular box with a black border, intended for a flowchart. The box is currently blank.

(注) 仕入先から外国格付表示の過程及び出荷先までの流れを記入してください。

別記3

外国格付表示前荷口の受入計画書

No. _____

品名		受入日	
購入先名称		受入量	
購入先所在地			
購入先電話番号			
登録認証機関名			
保管場所・方法			
納品書照合確認者			

別記4

受入、保管及び包装に係る施設等

1. 施設

施設名	構造・規模	非有機加工食品 との区分	施設内での薬剤等の 使用状況及び対処

2. 包装に使用する機械及び器具

機械・装置名	メーカー・規格等	非有機食品 との区分	機械の清掃・洗浄方法

※生産行程管理者（小分け業者）の認証（申請）施設・機械等に含まれない場合は作成してください。

含まれる場合は、生産行程管理者（小分け業者）認証申請書の別記6を、該当施設等に○をつけて提出してください。

別記5

受入、保管及び包装に係る施設の図面

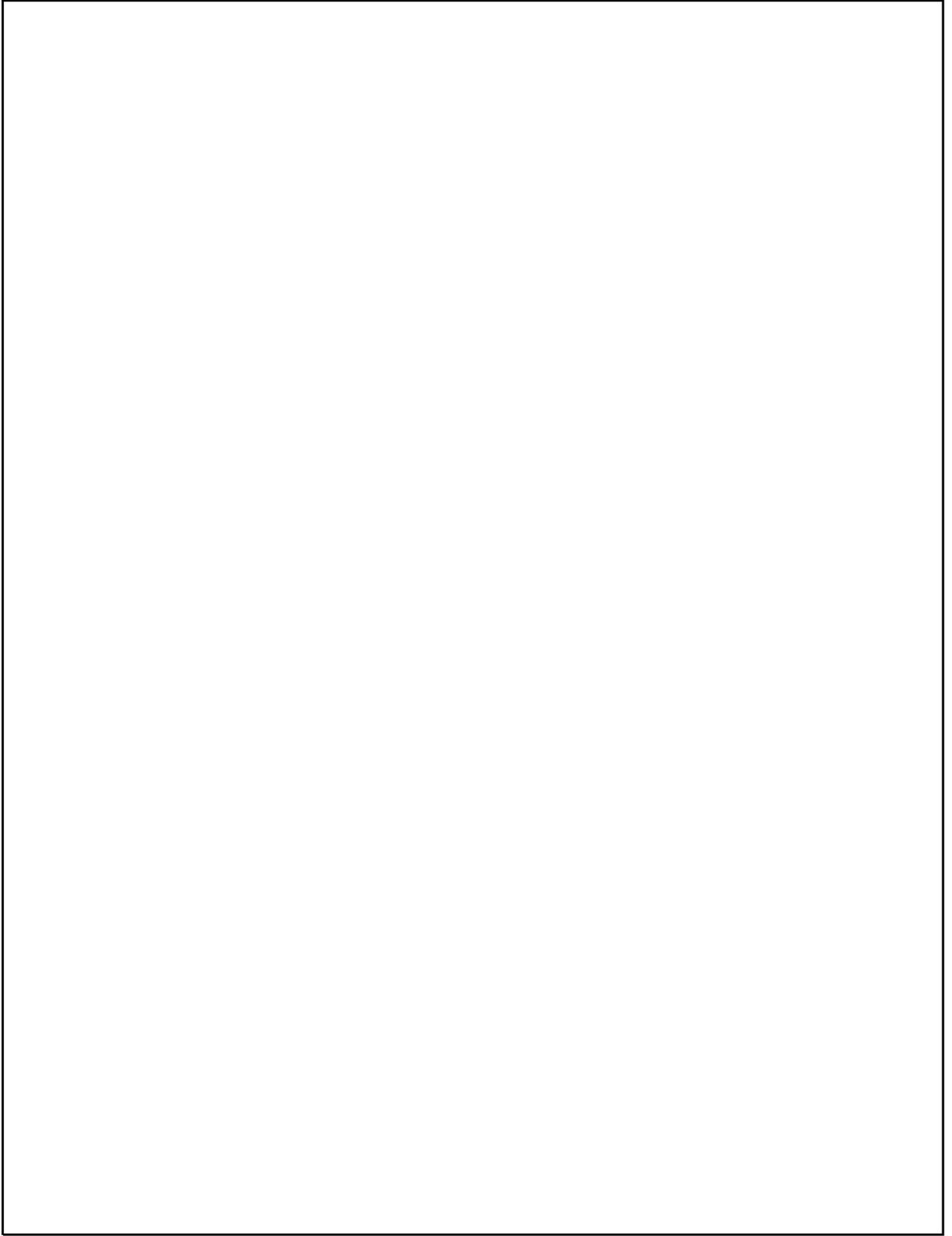
(住所・電話番号など連絡先も記入)

有機農産物の日本農林規格箇条5に規定する収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の基準又は有機加工食品の日本農林規格箇条5に規定する製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の基準に従い、外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ、保管及び包装を行うに支障のない広さ及び構造であることが明確になる図面及び書類の添付

※生産行程管理者（小分け業者）の認証（申請）施設に含まれない場合は作成してください。含まれる場合は、有機農産物の生産行程管理者については認証申請書の別記7、有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者については認証申請書の別記8を、該当施設に○をつけて提出してください。

別記7

組織規定・組織図



内 部 規 程

目的

- 1 この規程は、令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号に定める有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準に基づき、受入保管担当(責任)者が行うべき職務について定める。

責任者の選任

- 2 受入保管担当者であって、登録認証機関が主催する講習会において、輸出品の受入、保管及び包装に関する課程をを修了したもののの中から受入保管責任者を1名選任する。

受入保管責任者の職務

- 3 受入保管責任者は、次の職務を行う。
 - 1) 外国格付の表示を付そうとする農林物資（以下「輸出品」という。）の受入、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - 2) 行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
 - 3) 受入保管の管理を一部外部委託する場合は、委託先の選定基準、外注内容、外注手続等外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進を行う。

受入保管管理方針の整備

- 4 受入保管管理責任者は、次の事項について、受入保管管理方針を具体的かつ体系的に整備する。
 - 1) 有機加工食品(農産物)の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - ①
 - ②
 - 2) 外国格付の表示を付する前の有機加工食品(農産物)の格付の表示の確認に関する事項
 - ①
 - ②
 - 3) 包装に使用する機械及び器具に関する事項
 - ①
 - ②
 - 4) 輸出品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成に関する事項
 - ①
 - ②
 - 5) 苦情処理に関する事項
 - ①

②

登録認証機関による確認業務の適切な実施

- 5 登録認証機関が行う生産行程の管理又は把握の実施の検査(1年目)及び監査(2年目以降)を受け、その結果に基づき問題があれば是正措置をとる。

内部規程の見直し

- 6 生産行程管理担当(責任)者は、内部規程の適切な見直しを定期的に行い、従業員に十分周知する。
- 7 この規程で定めることのほか、生産行程管理担当(責任)者の職務に関する必要な事項については、別に定める。

附則 この規程は〇〇年〇月〇日から施行する。

株式会社〇〇〇〇

※有機食品の生産行程管理者又は小分け業者の内部規定（外国格付の表示を付そうとする農林物資の受入れ、保管及び包装の工程が含まれる）を提出してください。

外国格付表示規定

- 1 この規程は、令和4年9月21日財務省・農林水産省告示第22号に定める有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての外国格付の表示を付する取扱業者等の認証の技術的基準に基づき、外国格付表示担当者が行うべき職務について定める。

講習会受講義務

- 2 外国格付表示担当者は、登録認証機関が主催する講習会において外国格付の表示に関する課程を修了した者とする。

外国格付の表示を付する組織

- 3 外国格付の表示を付する組織は、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有するものとする。

外国格付表示規程の整備

- 4 外国格付表示担当者は、次に掲げる事項について、外国格付の表示に関する規程を具体的かつ体系的に整備する。
 - 1) 外国格付の表示に関する事項
 - ①
 - ②
 - 2) 外国格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ①
 - ②
 - 3) 出荷後に有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - ① 出荷後に有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口については、販売業者が適切に格付の表示を除去し、又は末梢できるよう、販売先に対し当該荷口が有機JAS規格に適合しなくなったことを通知する。
 - ②
 - 4) 外国格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - ① ○○（たとえば、外国格付表示管理）記録を作成し、外国格付表示した有機加工食品の出荷日、出荷先、出荷数量と使用した外国認証マーク数を記録する。
 - ② 非有機加工食品が混入又は使用禁止資材に汚染された場合は、その旨を○○記録に記載し、理由、処分方法、数量を明記する。
 - ③ 上記の記録については、賞味期限又は消費期限が1年未満の物は外国格付表示の日から1年間保存し、1年以上の物はその期限まで保存する。（なるべく具体的に記載する。「○○は格付の日から消費期限まで保存する」など）
 - 5) 登録認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

①登録認証機関の確認業務の実施に関しては、必要書類等をすみやかに提出し、検査（1年目）及び調査（2年目以降）を受け、その結果に基づき問題があれば是正措置をとる。

②毎年4月末までに、前年度（4月～3月）の外国格付実績を報告する。

外国格付表示規程の見直し

- 6 外国格付表示担当者は、外国格付表示規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ従業員に十分周知する。

附則 この規程は〇〇年〇月〇日から施行する。

株式会社〇〇〇〇